

鴨川市社会福祉法人審査会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第25号

鴨川市社会福祉法人審査会設置要綱の一部を改正する訓令

鴨川市社会福祉法人審査会設置要綱（平成25年鴨川市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条中「市民福祉部福祉課」を「福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。